

いじめ重大事態に関する調査報告書 (公表版)

令和6年7月23日

猪名川町教育委員会

この報告書は、猪名川町いじめ問題対策審議会により作成された調査報告書の公表版である。

第1 調査の概要

1 いじめ発覚の経緯

令和5年6月27日頃までに、被害生徒には全く身に覚えがないにもかかわらず、被害生徒が中学3年生の男子生徒4名（■、■、■、■）に対し被害生徒が公開告白するという噂が広まり、同6月28日に、被害生徒から「依頼を受けた」とされる同じ学級の■及び■が、噂を聞いて集まった100人前後の生徒の前で、被害生徒からとされる中学3年生の男子生徒4名同時に告白の手紙を渡すという「公開告白事件」が起こった。

しかし、被害生徒は全く心当たりがないと述べ、この公開告白事件以後不登校となったことから、学校側が関係生徒に聴取をした結果、上記の手紙とは別に、令和5年4月末または5月初旬頃から、被害生徒からとされる■（以下「■」という。）宛の手紙が■の靴箱に入れられていたこと、同6月初旬ごろから、■の他、■から依頼を受けた■及び同学年の■、■、■、3年生の■などが「被害生徒からである」として■に対し何通もの手紙を渡していたことが判明した（なお、■に渡された被害生徒からとされる手紙は30通近くにのぼる）。

学校は、6月29日に教育委員会に報告し、7月3日に、いじめ防止基本方針に基づき本件に関するいじめ対応チームを立ち上げ、関係生徒の聴取を中心に調査を行った。

この結果、上記全体に関し■の関与が強く疑われたが、■が関与を否認したことから学校による調査が膠着状態に陥り、被害生徒の保護者が警察や教育委員会に相談するなどしたことから、教育委員会側でも本件について調査することとなった。

2 調査組織（猪名川町いじめ問題対策審議会）設置の経緯

上記経緯を受け、同年8月18日、当該生徒の保護者から猪名川町教育委員会学校教育課に、本事案を「いじめ重大事態」として対応するよう要望があった。そこで、同課では、事案発生からの欠席日数は30日に満たないものの、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号による「重大事態」としての対応を開始することを検討していた。その後、8月21日には当該生徒がリストカットや自死企図に至ったと保護者から情報提供があり、法第2号による「重大事態」であると同時に、法第1号による「重大事態」の可能性のある事案として、令和5年9月1日、猪名川町いじめ問題対策審議会条例（平成26年12月19日 条例第82号）第2条の規定に基づき、猪名川町教育委員会（以下「教育委員会」という）から諮問を受け、猪名川町いじめ問題対策審議会が調査及び審議を行うこととなった。

3 調査組織（猪名川町いじめ問題対策審議会）の設置

猪名川町では、猪名川町いじめ問題対策審議会条例（以下「審議会条例」という。）第1条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、猪名川町いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置くこととなっている。審議会条例第3条第3項の規定に基づき、審議会委員は、学識経験者、心理、福祉を専門とする者、その他のいじめに関する調査審

議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会に委嘱又は任命された者で構成され、審議会条例第4条の規定に基づき、委員の任期は2年となっている。本事案に関する調査及び審議は、以下令和4・5年度、令和6・7年度審議会委員が行った。

【令和4・5年度、令和6・7年度、「猪名川町いじめ問題対策審議会」構成員】

	委員氏名	区分
会長	住友 剛	学識経験者(大学教授等)
委員	渡邊 純	心理専門家(医師)
委員	松平ますみ	心理専門家(臨床心理士)
委員	大塚美和子	福祉専門家(S S W)
委員	坂本 裕香	法律専門家(弁護士)
委員	坂ノ上哲也	青少年に係る関係課行政職員
委員	中村 剛	青少年に係る関係課行政職員
委員	草薙 美佳	学識経験者

【事務局】猪名川町教育委員会学校教育課職員

4 調査の目的等

本事案については、いじめ事案が発生した令和5年6月28日直後より、学校が主体となって調査を行ってきたが、同年8月中旬に至ってもいじめ行為の実態解明に至っていなかった。そこで、教育委員会は、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断し、事案の全容を解明し、関係する生徒の権利侵害の状況を改善し、同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会が主体となって調査を行うことを決定した。

令和5年9月1日、教育委員会は同委員会の附属機関である審議会（猪名川町いじめ問題対策審議会）に、事実関係を明確にするため以下の事項を諮問した。

【諮問事項】

- ア 本事案に対する事実関係の有無および全容解明について
- イ 明らかになった事実関係及び検証内容に基づいた本事案に対する対処について
- ウ 再発防止について
- エ その他必要な事項について

5 調査組織（猪名川町いじめ問題対策審議会）の活動状況

令和5年9月1日に教育委員会からの諮問を受け、以下のとおり審議会による調査・審議を行った。

なお、調査に当たっては、客観的な事実関係を速やかに調査すること、また、調査を実

施する組織や調査の方法について、公平性・中立性を確保することなどに配慮しながら調査を行った。審議会の構成員は上述のとおりであるが、猪名川町いじめ防止基本方針（平成27年1月策定、令和5年4月20日改定。以下「町基本方針」という。）第3章1項には、「『猪名川町いじめ問題対策審議会』の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。」とあるが、今回の事案に関しては中立性・公平性が確保できる構成員であると判断した。

【令和5・6年度 猪名川町いじめ問題対策審議会 調査・審議の経過】

日程	いじめ問題対策審議会・調査
R5.8.24	本案件について、第2号及び第1号いじめ重大事態と町教育委員会主体の調査を行うことを伝える。(町教委)
R5.9.1	第1回いじめ問題対策審議会 協議事項 ・調査の目的 ・調査主体 ・調査時期・期間 ・調査事項 ・調査方法 ・調査結果の提供 等
R5.9月上旬	追加資料の収集（ 中学校から） 関係生徒の人間関係マップ、本案件についての学校の認識をまとめた資料（いじめ対応組織の会議記録含む）、各種名簿（学級、部活、教職員）
R5.9.13	第2回いじめ問題対策審議会 ・これまでの学校主体の聞き取り調査結果等により集まった情報の精査、具体的な調査方法・内容の検討。
R5.9.20	被害生徒の保護者との面談 (住友会長、松平委員、大塚委員) 調査の目的、時期・期間、方法等（第1・2回審議会検討事項）について説明と被害生徒・保護者の意向確認
R5.9.25	いじめ問題対策審議会委員による学校訪問 (住友会長、草薙委員) ・生徒の様子を観察 ・教員への協力依頼
R5.9.28	被害生徒及び保護者との面談（松平委員、大塚委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒・保護者の意向確認
R5.10.5	被害生徒及び保護者との面談（松平委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒・保護者の意向確認
R5.10.12	被害生徒及び保護者との面談（松平委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒・保護者の意向確認

R 5. 1 0. 1 4	被害生徒の保護者との面談（松平委員） ・被害生徒保護者の意向確認
R 5. 1 0. 1 4	第3回いじめ問題対策審議会 ・被害生徒保護者との面談結果や学校訪問の結果を受け、今後の調査・対応について協議
R 5. 1 0. 1 9	被害生徒及び保護者との面談（松平委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒・保護者の意向確認
R 5. 1 0. 1 9	被害生徒保護者との面談（大塚委員） ・被害生徒保護者の意向確認
R 5. 1 0. 2 6	被害生徒及び保護者との面談（松平委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒・保護者の意向確認 ・ █████ 中学校スクールソーシャルワーカーと顔合わせ
R 5. 1 1. 2	████ 中学校関係教職員との面談 ・聞取調査等を行った教員、チーム担任等、関係する教職員への聞取調査 ・学校の聞き取り結果についての詳細確認
R 5. 1 1. 2	被害生徒の保護者との面談（住友会長、松平委員） ・調査の経過について説明 ・被害生徒保護者の意向確認
R 5. 1 1. 1 6	被害生徒保護者との面談（松平委員） ・被害生徒への支援 ・被害生徒保護者の意向確認
R 5. 1 1. 2 0	第4回いじめ問題対策審議会 ・被害生徒保護者との面談結果や関係教員との面談の結果を受け、今後の調査・対応について協議
R 5. 1 1. 3 0	被害生徒保護者との面談（大塚委員） ・今後の調査方法（被害生徒からの聞き取り）について
R 5. 1 2. 8	第5回いじめ問題対策審議会 ・被害生徒・関係生徒への聞取り調査の内容についての協議、手紙の分析結果を元に今後の対応を協議
R 5. 1 2. 1 2	被害生徒への聞取り調査（1回目：保護者同席）（坂本委員、松平委員） ・被害生徒からの聞き取り ・被害生徒の意向確認
R 5. 1 2. 1 8	████への聞取り調査（1回目）（坂本委員、大塚委員） 学校がこれまで行った調査結果や、審議会による被害生徒への聞取り調査結果をもとにした関係生徒への聞取り調査
R 5. 1 2. 2 3	████への聞取り調査（1回目）（坂本委員、渡邊委員） 学校がこれまで行った調査結果や、審議会による被害生徒や他の関

	<p>係生徒への聞き取り調査結果をもとにした■への聞き取り調査</p> <p>■保護者との面談 (大塚委員、事務局)</p> <p>関係生徒の保護者としての思いの確認</p>
R 5. 1 2. 2 5	<p>■への聞き取り調査 (坂本委員、大塚委員)</p> <p>学校がこれまで行った調査結果や、審議会による被害生徒や他の関係生徒への聞き取り調査結果をもとにした■への聞き取り調査</p>
R 6. 1. 1 3	<p>■への聞き取り調査 (2回目) (坂本委員、渡邊委員)</p> <p>審議会による被害生徒や他の関係生徒への聞き取り調査結果をもとにした■への再度の聞き取り調査</p>
R 6. 1 2. 2 5	<p>被害生徒への聞き取り調査 (2回目) (坂本委員、松平委員)</p> <p>審議会による関係生徒への聞き取り調査結果をもとにした被害生徒への再度の聞き取り調査</p>
R 6. 1. 3 0	<p>被害生徒保護者との面談 (大塚委員、松平委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 2. 1	<p>第6回いじめ問題対策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会による被害生徒・関係生徒への聞き取り調査結果の分析、今後の調査内容と対応の協議
R 6. 2. 1 5 ~ 2. 2 4	<p>調査結果の分析を元に関係生徒への追加の聞き取り調査</p> <p>2/15... ■、■、■</p> <p>2/21... ■、■、■、■、■</p> <p>2/24... ■、■、■</p> <p>※教員による聞き取りが可能な生徒については学校に依頼 (■、■、■、■)</p>
R 6. 2. 2 7	<p>被害生徒保護者との面談 (坂本委員、松平委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の進捗状況説明 事案発生直後の経緯についての聞き取り 被害生徒からの聞き取り内容の報告 被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 3. 1 1	<p>■中学校関係教職員 (管理職・生徒指導代表、1学年教員・S W) への聞き取り調査 (住友会長、草薙委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近の関係生徒の様子について これまでの取組の成果や課題、今後学校として取り組みたいこと 初期対応、その後の対応について 今回の重大事態対応を経験して得たこと 町教委などへの要望
R 6. 3. 1 4	<p>第7回いじめ問題対策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を元にいじめ事実の認定

	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒・保護者への調査結果の報告と支援について ・加害生徒・保護者への調査結果の報告と指導について
R 6. 4. 4	第1回いじめ問題対策審議会（本件第8回） <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果報告書案の検討
R 6. 4. 1 1	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果報告に向けての意向確認 ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 4. 2 2	第2回いじめ問題対策審議会（本件第9回） <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果報告書の作成
R 6. 4. 2 5	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 4. 2 6	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 5. 9	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 5. 2 3	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 5. 3 0	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の現状と家庭での支援のあり方について
R 6. 6. 3	被害生徒と保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果報告に向けての意向確認
R 6. 6. 6	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果（事実認定部分）の説明
R 6. 7. 1 7	被害生徒保護者との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果（概要部分）の説明
R 6. 7. 2 3	教育委員会への調査報告書の提出

第2 概況（中学の体制等）

1 被害生徒について

中学1年生女子

被害生徒は、猪名川町立[]小学校を卒業後、同町立[]中学校に入学し、本事案発生当時は同中学校の1年[]組に在籍していた。また、[]部に所属していた。

本事案が発生した令和5年6月28日の翌日から不登校状態となり、被害生徒及び保護者の希望を受け、令和5年10月23日から、指定校変更により[]中学校に転校し、同年11月1日から[]中学校に通学している。

【出席状況】

・事案発生当日（令和5年6月28日）以前

4月…出席8日、感染症による出席停止5日、欠席1日

5月…出席16日（遅刻1日）、欠席4日

6月（28日以前）…出席15日、欠席4日

※週1日程度欠席する傾向があった。（小学校時代にはほとんど欠席なし）

・事案発生翌日（令和5年6月29日）から転出前（10月20日）まで

6月…出席0日、欠席2日

7月…出席4日（遅刻4日、早退1日）、欠席9日

8月…出席0日、欠席5日

9月…出席3日（教育委員会のeラーニング）、欠席17日

10月…出席5日（教育委員会のeラーニング）、欠席14日

※7月の出席は学年の教員による聞取りや面談のために放課後等に登校したのみ、また9月・10月の出席は教育委員会が実施するeラーニングに取り組んだのを出席扱いとしたもので、いずれも他の生徒との接触はしておらず、実質的には全欠の状態である。

・転校後（11月1日以降）

週3日前後出席している。午前10時前後に遅刻して登校することが多い。

スキー学習にも参加した。

3 中学校のいじめ事案に関する対応組織

中学校「いじめ防止基本方針」（月改定）に基づき、「いじめ対応チーム」を組織し、毎週1回定例で生徒支援会議を兼ねたいじめ対応チーム会議を開催し、校

内で発生したいじめ事案への対応やいじめ予防について協議を行っている。また、校内で発生したいじめ事案を校長が重大事態と判断した場合は、直ちにいじめ対応チームを招集し、調査と事態の解決に当たることとしている。

いじめ対応チームは、

で構成される。ただし、毎回の会議にその全員を集めるのではなく、ケースに応じてその構成員の一部で会議を行う場合もある。

本事案については、事案が発生した令和5年6月28日の5日後の7月3日に校長がいじめ事案と認定し、いじめ対応チームを招集することを決定した。その後いじめ対応チームで対応を協議しながら学校主体で調査を進めたが、いじめ対応チームの出席者は管理職と生徒指導担当教員、学年代表、学年生徒指導担当、チーム担任というメンバーが中心であった。事案発生直後からスクールソーシャルワーカーには学年代表等が相談していたが、いじめ対応チーム会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加したのは、8月24日が初めてであった。

4 中学校いじめ防止基本方針 【省略】

第3 調査により調査委員会が認定した事実

1 はじめに

本件は、1人の女子生徒が、身に覚えがないにもかかわらず、100名近くの生徒が詰めかける中、学校内において、友人を介して4人の先輩に同時に告白文を渡すという、通常考えれば「ありえない」ことが起こったにもかかわらず、生徒の大半が疑問を抱かず、その女子生徒が実際に行ったと信じ込むという点で、特殊な経過を辿っている。

この結果、女子生徒は登校できなくなり、学校が事件を調べる中で、さらに、事件日までに女子生徒の名前で特定の3年生に大量の手紙が送られていたこと（さらにこの話が複数の生徒に広まっていたこと）に加え、この女子生徒が複数の男子生徒に並行して恋愛感情を抱いている（何股もかけている）という噂が広まっていたことなどが判明した。

これらの噂が布石となって、上記の通常ありえない「公開告白」についても「被害生徒であればやりかねない」という先入観が生徒側にあったことから、生徒達はこれら一連のことを被害生徒が自分の意思で行ったものと疑わず、さらに

未だ被害生徒自身が自分の意思で公開告白を行ったと信じる者がいるなど、問題は根深いものとなっている。

しかし、被害生徒をはじめ複数の生徒から事情を聴取し、さらに一部生徒から提出を受けたLINEや手紙を分析するなどの調査を進める中で、の関与なくして本件の一連の事件は成立しないことが明らかになったことから、審議会としては、一連の事件の首謀者はであると認定した。以下、このように認定した根拠について述べる。

【以下省略】

第4 いじめに関する認定

1 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法2条1項）。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。

また、児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかについては、いわゆる主観主義が採用されており、当該行為の対象となった児童生徒が、それを感じたかどうかという主観で判断される。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。（いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

なお、本人が当時気付いておらず、それゆえその当時は心身の苦痛を感じていなかった場合であっても、いじめ防止対策推進法の目的である「児童等の尊厳を保持するため」（第1条）並びにそもそも被害者目線に立った立法方針である本条定義規定の解釈に従い、いじめに該当するかを判断すべきである。

これは、いじめ事案の多くが本人の知らないところで危害行為が始まり、また、本人の知らないところで新たな危害行為がエスカレートしていくものであること、さらに、本人が知った時点で、被害児童等の尊厳は著しく害されており、また、その回復も容易でない特質を有するためである。

したがって、児童等が全く当該行為の存在を知らない場合であっても、被害児童等に対して向けられている行為が、社会通念上、本人の尊厳を害するものであり（＝周囲の状況）、本人がその行為を知れば「心身の苦痛を感じている」容態になるはずであると認められる場合は、これをいじめであると認定する必要がある（小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』WAVE出版、2014年、p.34～37）、このような観点からすれば、少なくとも事後的に判明した事実により本人が実際に心身の苦痛を感じたような場合にはいじめと認定される。

以下では、上記認定事実をもとに、被害生徒に対するいじめにあたりと判断できる行為を記述する。

2 被害生徒に対するいじめについて

(1) 事実と異なる噂を流されたことについて

被害生徒は、加害生徒から、複数の男子生徒に並行して恋愛感情を抱いている（何股もかけている）とか、複数人に同時に告白をする予定であるという噂を広められている。

この点、被害生徒が加害生徒に恋愛相談をしていたのは■と■の2名であり（広くみてもこれに■と■を加えた4名であるが「恋愛相談」といえるほどではない）、少なくとも■以外の3人の3年生（■、■、■）については全くそのような事実がないのに、さも事実であるかのように広められたことで（噂では最多で「9股」にまで至っている）節操のない女子という扱いを受け、陰で「被害生徒やばい」「きもい」と悪口を言われているような状態となっていた。

被害生徒は、6月28日まで自身がそのような言われていることを知らなかったが、公開告白の発覚とともにこのような事実が明らかになったことで学校に行けなくなる事態となっており、上記誹謗中傷により心身の苦痛を感じたことは明らかである。

よって、加害生徒が、被害生徒に関し事実と異なる噂を流し被害生徒を中傷したことについては、被害生徒に対するいじめに該当する。

(2) 書いていない手紙を被害生徒からのものとして特定の3年生（■）に渡されたことについて

令和5年5月末頃から6月下旬頃にかけて被害生徒の名を騙った3年生男子（■）宛の手紙が約30通近くに渡り捏造され、加害生徒または加害生徒から依頼を受けた■、■、■、■、■などを介して、もしくは靴箱に入れるという方法により■の手に渡っている。

これらの首謀者は、手紙の内容、用紙、筆跡、授受の状況からすれば加害生徒以外に考えられないところ、被害生徒は、この事実についても公開告白の発覚後に学校からの事情聴取の中で知り、自分が知らないところで（当時やや好意を寄せていた）■に対し、勝手にあることないことを記載された手紙が被害生徒名で渡されていたこと、さらにこの事実が中1、中3の生徒に広まっていたことを知り深く傷ついているのであり、このことで心身の苦痛を感じていることは明らかである。

よって、加害生徒が首謀者となり被害生徒の名を騙り■宛の大量の手紙を捏造した上でこれらを■に渡した行為については、被害生徒に対するいじめに該当する。

(3) 公開告白について

加害生徒は、被害生徒が複数の先輩に同時に告白をするという噂を広めた上で、令和5年6月28日の昼休みに、これを聞きつけて集まってきた100名近くの生徒の前で、■や■を使い、被害生徒からとされる告白文を4名の先輩（■、■、■、■）に対し同時に手渡すという「公開告白」を行っている。

加害生徒は、靴箱に「指令書」とともに入っていた手紙を言われたとおりに渡した

だけであると述べているが、調査の結果、「指令書」の存在も靴箱に手紙が入っていたという事実も確認できず、告白文の作成から4人の3年生の呼び出しなどの段取り、公開告白の場の設定に至るまで加害生徒の自作自演である疑いが高く、少なくとも加害生徒が首謀者となって計画したものであることが判明している。

被害生徒は、この公開告白当日に至るまで全く状況を把握しておらず、事件後に、学校側からの聴取や保護者からの説明により全容を把握し、最も信用していた加害生徒の裏切りに強いショックを受けた。また、この事件により、被害生徒の名が4人の男子に同時に告白する節操のない女子として学校中に広まる結果となり、人の目が怖くなり学校に行けなくなるなど著しく心身の苦痛を感じている。

よって、加害生徒が首謀者となり、被害生徒の名で4人の3年生宛の告白文を捏造し、これを100名近くの生徒の前で渡した「公開告白」行為は、被害生徒に対するいじめに該当する。

3 いじめ認定に関するまとめ

当審議会における調査から明らかになったものだけでも、被害生徒は、中1の遅くとも5月下旬頃には、①複数の3年の男子生徒が好きである（何股もかけている）というような事実無根の被害生徒を中傷する噂を加害生徒によって広められるとともに、②特定の3年生の男子生徒宛の大量の手紙を捏造された挙句、これを加害生徒本人または複数の生徒（1年生及び3年生を含む）を介して当該男子生徒に渡され、さらに、これらのいじめにより被害生徒の他の生徒からの評価を低下させられた中で、③6月28日には、被害生徒からの4人の3年生に宛てた告白文を捏造された上、この告白文を100名近くの生徒の前で渡される（代理による公開告白をさせられる）といういじめを受けた。

これら①～③の行為は、それぞれ1つをとってもいじめと評価され得るものであるが、①や②の行為を布石として③の行為が行われた結果、未だ被害生徒自身の意思で公開告白をしたものと信じている生徒も多くいることからすれば、被害生徒の人格を傷つけ、評価を地に落とし、学校内の人間関係においてまさに底辺におくいじめであると評価できる。

いじめに関する理論としては、主として、森田洋司のいじめの4層構造、中井久夫のいじめの3段階等があるが、本事案は、いずれの理論を踏まえても、被害生徒に対するいじめが悪質かつ深刻な状態に至っていたことを明らかにするものである。

これらのいじめ（端緒となったものは③）により、被害生徒は学校に来ることが怖くなり、公開告白事件の翌日（6月29日）から一切学校に来ることができなくなり（なお、4月～6月までの登校状況は週1回欠席する程度であった）、10月23日には █████ 中学校へ転校する事態となった。

また、被害生徒の保護者からは、被害生徒が、8月21日に学校から新学期の連絡があった際に電気コードで首を絞めて死のうとするなどの自殺企図（未遂）行動があり、リストカット痕なども複数みられたとの情報提供もなされている。

さらに、事件から1年が経とうとする令和6年6月20日に、被害生徒が大量服薬によ

り救急搬送され入院する事態が発生し、被害生徒については依然精神的に不安定な状況が継続している（なお、審議会としては二次被害を避けるため自殺企図（未遂）行為といじめの因果関係について被害生徒に事実確認ができていない）。

以上より、本件は、少なくとも「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた」事案に該当することは確実であるところ（いじめ防止対策推進法28条1項2号参照）、さらに、被害生徒が学期半ばで学校を転校するまでの事態となったことを踏まえれば相当の精神的苦痛を受けたものとみることができることから、本件は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」事案と評価することもでき得るものであり（いじめ防止対策推進法28条1項1号参照）、いずれにせよ、本件はいじめ防止対策推進法28条でいう「重大事態」に該当する。

第5 本件に現れた関係生徒及び学校の対応上の諸問題

1 関係生徒に関する諸課題

(1) 加害生徒に見られる諸課題 【省略】

(2) 周囲の生徒に見られる諸課題

ア 一方、加害生徒だけでなく周囲の生徒の側にも、さまざまな面で本件では課題が見られる。少なくとも本件の事実経過を見ると「加害生徒の行為を手伝った生徒」「加害行為に巻き込まれた生徒」「加害生徒と関係の近い生徒」「興味本位で噂に乗ってしまった生徒」と「当初から本件には無関心である生徒」の5層が見られる。

イ 「加害生徒の行為を手伝った生徒」とは、加害生徒が書いたと考えられる手紙の受け渡しを手伝うなど、主に「公開告白」の場面づくりになんらかのかたちで関与した1年生の■■■■生徒たちである。結果的には本件いじめの重大事態の発生に手を貸してしまった感があるが、この生徒たちは「恋愛相談」の頃以来の一連の経過のなかで、被害生徒の告白に協力することにあまり違和感や疑問を抱かないまま過ぎていった感がある。

ウ 「加害行為に巻き込まれた生徒」とは、主に手紙を受け取った3年生男子生徒たちである。ただこの3年生男子生徒たちも、1年生■■■■生徒たちからの手紙を受け取る際に、特に違和感や疑問を抱いて断ったりすることもなかった。また、一連の手紙を受け取る過程で、教職員に「このような不思議な出来事があった」と相談することもなかった。ただ加害生徒とそれを手伝える生徒が手紙を渡すのを、「公開告白」の場面も含めて淡々と受け取ってしまった感がある。

エ 「加害生徒と関係の近い生徒」は、主に「1年生で■■■■に在籍し、1学期は加害生徒と同じグループにいた■■■■生徒」や「出身小学校が加害生徒と同じで、中学校入学後も加害生徒とかかわりの深い生徒」である。この生徒たちのなかには、たとえば加害生徒が被害生徒と1年生開始当初仲良く接していたことを見ていた者もいる。また、「3年生男子生徒に好きな人がいると被害生徒が言っていた」との加害生徒からの噂話を聴

いた者もいる。さらに、時期は不明であるが、加害生徒が3年生男子生徒宛ての手紙を持っていた場面を見た生徒もいる。しかし、これら一連の加害生徒の行為に対して、加害生徒と関係の近い生徒たちが何か疑問や違和感を抱いた様子は、審議会の調べたところでは伺えない。

オ そして「興味本位で噂に乗ってしまった生徒」と「当初から無関心であった生徒」の存在である。この「興味本位で噂に乗ってしまった生徒」とは、たとえば6月末の「公開告白」が行われるとどこかで聞きつけ、当日の昼休みに生徒玄関付近に集まった1年生・3年生の多数の生徒などである。また、1年生 ■■■ 生徒の間では入学当初、被害生徒の告白を応援する雰囲気があったが、このときに間接的に応援していた生徒もここに入る。他方で、加害生徒の行為や被害生徒の不登校状態などにあまり興味を示していない生徒も、 ■■■ 生徒などを中心に存在している。

カ このように事実経過を整理すると、一連の被害生徒と加害生徒との関係を、周囲の生徒たちがそれぞれの立場から見てきたことがわかる。また、この整理でもわかるように、一連の経過のなかで、たとえば「直接被害生徒とかかわり、本人を支えようとした生徒」は、あまり見られない。また、「加害生徒の行為の問題点などに気付き、それを止めようとした生徒」も、あまり見られない。被害生徒にとって味方になりうる生徒が、当時の学校にはきわめて少なかった状況がうかがえる。

キ また、周囲の生徒の多くは加害生徒からの情報発信を素直に受け止め、それに何か疑問や違和感を抱くことなく過ぎている。そのなかで、特にある生徒は興味本位で「公開告白」の場面を見に行き、別の生徒は加害生徒を手伝うようなかたちで本件いじめの成立に加担してしまっている。そして加害生徒と仲のよい生徒も、加害生徒の行為を特に止めることなく見守ってしまっている。

ク そして本件の調査時に最も気になったのは、他者に対する関心の低さと生徒自身の意見や感情表出の少なさであった。公開告白という恋愛問題には年相応に関心を強く持っているようであるが、生徒自身や周囲の友達が不快な思いや経験をしていることに対してさほど感情の揺れや強い感情は見られず、一時の問題としてやり過ぎし流していく姿勢が印象に残り、大きな問題である。

ケ 審議会による学校側への2024年3月の聴取時においても、校長や教頭、生徒指導代表などからは、たとえば生徒間で噂話を広げることなどについて「自分たちの課題」としてとらえる姿勢に乏しい、生徒どうしの対話などが少ないなどの周囲の生徒側の課題を指摘した上で、今後の授業や生徒指導面での対応方法の改善などを必要とする意見があった。また、1年生担当の教職員の間からは、たとえば一部に自分の非をなかなか認めない傾向の強い生徒がいること、自分以外の生徒の噂話に敏感な生徒がいること、自分のしたことの何が問題かがよく認識できていない生徒がいることも語られた。

コ したがって今後は加害生徒に対する指導・支援だけでなく、今後は学校において周囲の生徒たちの立場に応じた指導・支援を行い、「あのとき、ほんとうは自分たち

がどうすべきだったのか？」を考えさせていくことが必要である。また、周囲の生徒が抱く被害生徒に関する誤った認識についても、できるだけ速やかに学校からの働きかけて改善していく必要がある。その際、たとえば事実経過の概要などを聴き取りに応じた生徒にも知らせる、本件に現れたいじめの構造をわかりやすく学校のいじめ防止授業などで伝えるなどの取り組みが必要であろう。

(3) 本件に見られる関係生徒たちの SNS 利用に関する諸課題

ア 本件において、加害生徒は被害生徒及び周囲の生徒との対面でのコミュニケーション、手紙のやりとりとあわせて、主に LINE を使用した SNS 上でのコミュニケーションを用いていた。この「対面」「手紙」「SNS」という3つのコミュニケーション場面のちがいの、加害生徒による印象操作を可能にしている要因のひとつと考えられる。

イ

[Redacted text]

ウ

[Redacted text]

エ ただし「SNS 上での情報発信については、なんらかのかたちで削除しない限り、どこかに履歴が残る。「対面」「手紙のやりとり」については保護者や教職員の目につかないところで、加害生徒が自らに有利なかたちで印象操作を行い、その経過が発覚できないように隠すことができたかもしれない。しかし SNS 上でのやりとりについては、加害生徒が問題のある行為を行った時点では保護者や教職員に見つからなかったとしても、後に大きなトラブルが生じて調査となったときに履歴をたどれば、自らの行為の問題も履歴から跡付けられてしまった。そのことが、審議会による調査の結果からも明らかである。

オ 今後、加害生徒は、他のことについては「自分がやっていない。他の人のしたことだ」等の説明をすることができたとしても、SNS 上で履歴が残ることについては、否定することができない。したがって加害生徒への今後の指導場面において、自らの行為を振り返らせる際には、たとえばこれまでの SNS 上での加害生徒の被害生徒及び他の生徒への情報発信のあり方を「事実」として示し、「なぜ、このような関係をつくるに至ったのか？」を見つめさせるような対応が大事である。

カ と同時に、加害生徒だけでなくすべての中学生たちに、自分たちのスマホや SNS

利用のあり方によっては、身近な仲間との関係を混乱させ、大切な誰かを深く傷つけることもあるということ。そのことを具体的な事例を通じて理解させていくような情報モラル学習が、今後ますます猪名川町の学校において必要とされていることも、本件からは明らかになったといえる。

(4) 保護者や教職員から相対的に「自立」した関係を創るなかで生じる「いじめ」

ア 本件「いじめ」に至るまでの被害生徒及び加害生徒、周囲の生徒たちの様子を見ると、その多くが保護者や教職員の目の届かない場所で、たとえば対面での恋愛相談や、手紙のやりとり、SNS上での意見交換など、多様なコミュニケーション手段を使っていることがわかる。それゆえに6月末の「公開告白」の一件が起きたとき、教職員や関係生徒の保護者などの周囲の大人も、その時点では何が起きたのかわからず、戸惑いを隠せない状況に陥ったと考えられる。

イ ただし中学生くらいの年頃の生徒たちが、徐々に保護者や教職員から相対的に「自立」し、「自分たちだけの時間・空間・仲間関係」を創り上げることは、一概に否定すべきことではない。そこで本件において問題にすべきことは、そのような「自分たちだけの時間・空間・仲間関係」を創り上げるときに「いじめ」に至ってしまうという、関係生徒たちの人と人とのかかわり方の内実の問題である。

(5) 本件における典型的な「いじめ」の構図の成立

ア 以上のとおり、審議会が認定した「いじめ」の事実及びそこに至る経過などを参照して、本件にかかわる被害生徒、加害生徒及び周囲の生徒らの諸課題を整理してみた。この整理からは、次のような点で、これまでの教育学や心理学、精神医学、社会学などが指摘してきた典型的な「いじめ」の構図が見えてくる。

イ たとえば森田洋司の「いじめの四層構造論」(森田洋司『いじめとは何か』中公新書、2010年を参照)では、いじめが起きている子どもたちの集団には、被害を受けた子ども(被害者)と加害に及んだ子ども(加害者)の周囲に、そのいじめ行為を脇で見ている子ども(傍観者)や、加害に及んだ子どもの行為を積極的に是認する子ども(観衆)がいる。本件の場合でも、周囲にいた生徒のなかには、6月末の「公開告白」の場面を興味本位で見に行こうとする生徒がいた。また、加害生徒が被害生徒についての誤った情報を流すことについて、特に止めたりすることなく、素直にその情報を受け取った生徒もいた。このような周囲の生徒たちの様子は、森田洋司のいう「傍観者」や「観衆」の様子のようにも見受けられる。

ウ あるいは和久田学『学校を変えるいじめの科学』(日本評論社、2019年)では、いじめを深刻化させる要因として、加害に及んだ子どもと被害に及んだ子どもの力の不均衡と、加害に及んだ子どもに見られる考え方の誤りや共感性の乏しさ(シンキング・エラー)の2点を挙げる。本件の経過においても、被害生徒の預かり知らないところで、加害生徒による一方的な情報発信が行われ、被害生徒に対する周囲

の生徒の印象が良くない方向に操作されている。この経過のなかには、加害生徒と被害生徒のあいだでの力の不均衡が現れているともいえる。また、

点などは、「共感性の乏しさ」というシンキング・エラーの傾向を示しているともいえる。

エ 一方、中井久夫「いじめの政治学」(『アリアドネからの糸』みすず書房、1997年)では、被害にあった子どもの側から見て、いじめは「孤立化」「無力化」「透明化」の三段階を通じて状況が悪くなるという。ここでいう「孤立化」というのは、加害に及ぶ子どもが周囲の子どもなどに対してよくない情報を流すなどの印象操作を行い、被害を受けた子どもの周囲に味方になる存在が少なくなるようにしていく段階である。本件でも加害生徒が行った一連の行為は、まさにこの「孤立化」をもたらす行為ばかりである。ちなみに「孤立化」が成功すれば、被害にあっている子どもがこの状況から抜け出すことを困難だと感じさせるための「無力化」の段階がある。そして、被害にあっている子どもが孤立し、その状況を抜け出せないと感じる一方で、周囲の子どももその子どもが被害にあっていることに対して無関心な状況に陥ると、ここで「透明化」の段階が成立することになる。

オ なお、中井久夫はこの「孤立化」の段階で、加害に及ぶ子どもが周囲の生徒だけでなく教職員に対しても、被害にあった子どもの印象を悪くするような働きかけを行うケースがあることを示唆している。と同時に中井は、加害に及ぶ子どもは常に周囲の子どもの反応を気にしており、「孤立化」から「無力化」の段階では周囲の子どもからの制止を思いとどまらせるようにふるまうとも述べている。

カ そして滝川一廣『子どものための精神医学』(医学書院、2017年)では、近年の子どもたちのいじめにおいて、社会的規範に準拠するよりも、私的・感覚的・感性的な好悪に準拠する度合いが強まっているという。たとえば、ある集団内で多くの子どもが「ウザイ」「キモイ」などと感覚的に違和を抱く子どもに対して、なんとなく、気分的に排除したくなるなどの傾向からいじめが起こるというものである。したがって気分的あるいは感覚的な違和、不快感が土台になっての行為であるため、子どもたちがその違和や不快を言語化することがおぼつかしいともいう。本件においても加害生徒や周囲の生徒を含む子どもたちの集団内に、自分とは異なる立場にある人たちに対する気分的あるいは感覚的違和、不快感があり、それが適切に言語化されない状況があったとも考えられる。

2 学校の対応上の諸課題

(1) 本件で「学校いじめ防止基本方針に即した対応が十分にできたのか?」ということ

ア 少なくとも学校の「いじめ防止基本方針」を見る限り、面談やアンケート等でのいじめの重大事態発生を確認した場合、校長のリーダーシップのもと教職員間が組織的に対応できるように「いじめ対応チーム」を設けて、被害生徒への対応、加害生徒への対応、周囲の生徒(傍観者など)への対応、保護者対応などを行うように校内支援体制が組

の「仲間外し」や加害生徒らからの暴力・暴言等の行為、被害生徒の学校への行き渋りなどの行為を想定した内容が盛り込まれている。しかし本件のように、SNS上でのコミュニケーションも含め、教職員や保護者から見えないところでさまざまな課題が生じているケースでは、このチェックリストではその兆候に気付きづらい。「目に見える兆候のあるいじめ」を防ぐことは大事であるが、教職員の気づかないところで生じていたいじめに対して、それがわかった段階でどのように対応していくかについても、今後事例検討や研修などの場を通じて、学校の教職員集団の力量形成が求められるところである。

ク なお、今後は学校の「いじめ防止基本方針」上の「いじめ対応チーム会議」及び「生徒支援会議」において、今後、日々の教職員及び心理・福祉の専門職の議論の質の向上を図っていく必要がある。特に教職員側が何気ない生徒の発言などの真意を聞き出すことができなかつたり、あるいは生徒理解に誤りがあったりする場合ことを少しでも回避するためにも、たとえば校内での定例の会議とは別に、たとえば関係教職員に心理職や福祉職など外部専門職を交えてのケース検討会を行うなど、今まで以上に組織だった生徒指導を行うための取り組みの充実が必要である。

ケ また、

、教職員の対応だけでは困難を極める場合があると考えられる。そこで今後、心理・福祉・法律の専門職からの支援、さらにはこども家庭センター（児童相談所）や警察などの外部機関との連携による対応も必要である。と同時に町教委・学校は、加害生徒が本件に現れたような人間関係を取り結ぶに至った背景事情（たとえば家庭環境や本人の特性）などについても、各種専門職からの支援やこども家庭センター（児童相談所）・警察などの外部機関との連携のなかで明らかにしていく必要がある。

（3）学校としての「いじめ」認定に至るまでの過程をどのように考えるか

ア 6月末の「公開告白」のあと、教職員側も何が起きたのかよく状況がわからず、関係生徒から事情を聴くなど、まずは事実確認を中心に動き始めた。結果的に被害生徒本人にとっては辛い思いをさせることになったが、教員が本人に「手紙を書いていないし渡していない」という事実を確認できた段階で、学校として「いじめ」であることを認定した。ここまで土日を含んで5日程度かかった。本件での学校としての「いじめ」認定にかかった期間を「一定やむをえない」と考えるか、それとも「もう少し短縮できる」と考えるかは、さまざまな見解があるところであろう。

イ ただしこの点で、加害生徒からの暴力・暴言等や、周囲の生徒による「仲間外し」などの行為を想定した学校の「いじめ防止基本方針」には、「見えないところで進行するいじめ」への備えの面で弱点があったと言わざるを得ない。また、事実確認についても多方面に広げてしまうのではなく、後述するように、たとえば当初から心理や福祉の専門職のアドバイスを受けて関係教職員が聴き取りに臨むことや、まずは6月28日の公開告白の一点に絞って行うなど、当初の事実確認の対応について何らかの工夫が必要であった。

ウ とはいえ、生徒たちが徐々に保護者や教職員の目の届かないところで、自分たちだけの

関係を創り上げていく中学生という時期を考慮すると、「見えないところで進行するいじめ」への早期発見・対応は、さまざまな困難がつきまとうことも否めない。

エ そう考えると、即効性はないかもしれないが、たとえば「被害にあった生徒ができるだけ早く保護者や教職員に相談できる条件の整備」「生徒たちどうしてお互いに支えあう関係づくり」や「様子の気になる生徒へのきめ細やかな教職員からのことばかけ」「いじめ防止や教育相談などにかかわる各種アンケートの分析」といった多面的な方法で、先に述べた弱点を補っていくことが大切であろう。

オ このように考えると、やはり「いじめの重大事態対応」のその前の段階、つまり「日常的な学級集団づくりや生徒指導・教育相談、道徳教育・人権教育の取り組みの充実」をどこまでいねいに今後実施していくかが、学校のいじめ防止全般の課題として浮上してくる。

カ 他方で、この5日間の対応に関しても、全く課題がなかったとはいえない。たとえば公開告白後はチーム担任一人が、それ以前の男子の告白の件と関連付ける形で被害生徒に対して最初の聞き取りを行っている。この段階では、学校が思い込みによる主観的な聞き取りを行うのではなく、状況から判断して被害生徒が巻き込まれている可能性を考え、もっと中立的な立場で話を聞く必要があった。また、聞き取り時には学校を休みがちであった被害生徒の状況も理解し、安心して話せる雰囲気をつくったり、学校生活への不安などを配慮した対応も必要であったと考えられる。さらに本件では被害生徒に対する最初の聞き取りは最も重要な局面であり、この場面がいじめ事案かどうかを判断する最初のポイントであったことから、複数の教員がしっかり話を聞く必要があった。そして、自分の思いをできるだけ話やすいように、本件以前の被害生徒にかかわる情報（たとえばそれ以前の男子生徒への告白の件など）を脇におき、本件だけに的を絞って事実確認をするなど、聞き取りの方法を工夫することも必要であった。

(4) 被害生徒への接触、寄り添いの動きの弱さ

ア 「いじめ」の認定後、学校は、欠席が続いている被害生徒に対して、終業式の際に通知表や荷物をどうするかを電話で確認し、夏休みの勉強の質問日を情報提供した。ここでもう一步踏み込んで、たとえば学校側から被害生徒の心情に寄り添い、家庭訪問して直接被害生徒の思いを聞き取る努力をしたり、学習の遅れに対する個別支援を具体的に提案することなどを通じて、被害生徒の不安感や思いに直接触れる機会を作れたのではなかったか。残念ながら、夏休み前や夏休み中に積極的な支援の動きがでなかったことが被害生徒の不安や保護者の不信感を招くことになったと思われる。

イ また、被害生徒が6月28日の件とは無関係であることを周囲の子どもたちにどのように伝え、その名誉回復をしていくかについてである。今回は、学校からクラスの子どもに被害生徒の思いを伝える機会が、いじめの認定直後と転校時の2回あった。ただ1回目のクラスへの説明は被害生徒自らの思いというよりも、保護者、つまり代弁者の意見や願いを伝える機会となっている。いじめが発生した直後は被害生徒と学校側が面談できる機会もあり、被害生徒本人の案件に対する願いを聞く機会があった。

なお、審議会による聞き取りでは被害生徒本人は学校の教員に対して自分のためによく動いてくれたという感謝の思いを伝えている。

ウ そのような点からも、被害生徒本人がクラスや周囲の子どもに対してどのように弁明してほしいのか、その最善の方法が何かを、いじめ認定直後から一緒に考えることはできたはずである。一般的にも学校がしがちな対応の課題として、子どもではなく保護者の願いや思いを最優先に対応し、子どもの思いは置き去りになることがある。たとえひどいいじめを受けて精神的ダメージが大きいケースであっても、様々な配慮を行ったうえで子どもの願いを具体化する、そのプロセスが被害を受けた子どもの支援そのものであることを理解しておくことが大切である。

(5) 「いじめ」認定後のケース検討及び外部機関・専門職との連携の弱さ

ア 発生したいじめ事案について、学校は事実確認とそれを踏まえた指導・支援など、被害生徒と保護者、加害生徒と保護者、そして周囲の生徒への対応を同時にこなさなければいけない。しかもその対応を行っている間も、通常どおりの教育活動を行っていく必要がある。

イ それゆえに、たとえば学校のいじめ対応チームにおいて「事実確認などの聞き取りをいつ頃までに、誰を対象に行うのか」「結果をどのように集約・整理し、どのように方針を立てて関係生徒への指導・支援にあたるのか」等の諸課題についてケース検討・マネジメントを十分に行い、適切な「見立て」のもとに教職員間で対応を分担するなどして、学校としての組織的な対応を行う必要があった。

ウ 本件の場合、たとえば生徒指導代表や1年学年代表、1年生徒指導担当、1年の当該学級のチーム担任など、被害生徒・加害生徒の双方にかかわる特定の教員に発生後の対応にかかる負担が重くのしかかったように見受けられる。特に本件の「公開告白」発生の時期が個別懇談の時期と重なり、各チーム担任が懇談対応にあたる必要があったため、その分、生徒指導代表や1年学年代表などの一部教員の対応の負担が重かった面は否めない。

エ 一方、本件の場合、学校だけでその適切な「見立て」やケース検討を行うことが難しい際には、たとえば心理職や福祉職などの外部専門職と学校が積極的に連携したり、警察などの外部機関との連絡調整にあたる必要があった。また、学校の「いじめ防止基本方針」に即しても、たとえば「いじめ対応チーム」には心理職・福祉職が入ることが想定されているとともに、地元警察との連携も生徒指導部を介して相談・連携ができるように一応、体制が組まれていた。

オ しかしながら本件の場合、たとえば被害生徒の保護者が地元警察へ相談したあと、学校と警察との連絡調整が十分に行われていなかった。被害生徒の保護者が警察と相談を開始したことを知った時点で、学校と地元警察との間で、定期的に連絡調整の場を持つなどの対応が必要であった。この点で、いじめ対応チーム内で地元警察との連携についての議論が十分に行われたとは言い難い面がある。

- カ また、福祉職などが学校のいじめ対応チームに入るのは、本件が重大事態と認定された後、8月24日とかなり遅れた。本件については、発生当初から心理職・福祉職が学校のいじめ対策チームに入り、ケースの「見立て」などについて学校の支援にあたるべきであった。
- キ このように重大事態発生を意識して、学校の「いじめ防止基本方針」には心理職・福祉職との連携や警察など外部機関との連絡調整などの内容も盛り込まれていたが、本件においてはその点が有効に活用されていなかった。このため初動対応段階からいじめ対応にかかわる主だった教員の負担が大きくなり、その分、事実確認などにも手間取るようになった面は否めない。
- ク このように考えると、特に初動段階から機能的に「いじめ対応チーム」が動くことができるようにするための教職員と外部専門職の連携、外部機関との連絡調整等をテーマとした研修を、今後、より一層充実させていく必要がある。

(6) いじめ防止対策法23条と第28条の関係の問題（構造的な課題）

- ア いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態、特に長期不登校ケース（いわゆる2号案件）の認定については、いじめで被害を受けた生徒の欠席日数が30日以上であることをひとつの判断基準としている（文科省のガイドラインなど）。
- イ 本件においても6月末に発生した「公開告白」の一件以降、被害生徒の欠席が継続したまま夏休みに入るとともに、2学期以降も登校ができないことが予想されたこと、さらに夏休み中の自殺企図などがあったことから、町教委として8月24日に重大事態に認定して、9月1日に審議会への諮問を行った。この町教委の判断・対応については「迅速な判断」と呼べるものであり、適切であったと考えられる。
- ウ しかし町教委として重大事態に認定した頃は、まだ本件について学校が第23条に基づくさまざまな対応を被害生徒・加害生徒その他の関係生徒に行いつつ、保護者などとも連絡を取り合っている段階でもあった。このため、同年9月以降、審議会を主体として法第28号の重大事態に関する調査が実施されるなかで、学校としては本件について独自に第23条に基づく対応をどこまで進めてよいのか、判断に迷う部分が生じたものと考えられる。
- エ ただし、これは町教委・学校の双方の課題というよりも、むしろいじめ防止対策推進法の趣旨どおりに対応しようとしたがゆえに生じた構造的な問題ともいえる。したがって当面、町教委・学校においてどのように2号案件発生時に対応するかを検討していく必要がある。と同時に、今後、特に2号案件については第23条に基づく具体的対応と、第28条に基づく調査の両方をどのように兼ね合わせていくのかについて、文科省や県教委レベルでの議論も必要と考えられる。
- オ なお、9月以降の審議会による調査の実施段階においても、審議会と連絡調整しつつ、町教委・学校は本件について第23条に基づく具体的な対応、特に事実確認や加害生徒や周囲の生徒への対応などを行ってきた。そのことを付記しておく。

第6 本件に関する諸問題への具体的対応に関する提言

1 今後の対応及び長期的な課題への対応に関する基本原則について

(1) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、いじめ防止対策推進法等の関係法令、猪名川町のいじめ防止基本方針の趣旨をふまえて、関係生徒への今後の対応及び長期的な課題への対応を実施すること。特に次の諸点を重視した対応をお願いしたい。

ア 子どもの権利条約第6条（生命・生存及び発達の確保）の趣旨や、いじめ防止対策推進法第3条3項の「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護」といった基本理念をふまえ、被害生徒の生命及び心身の保護、回復のための取り組みに全力を注ぐこと。

イ アと同様に、再発防止を含む長期的な課題への対応においても、猪名川町の子どもの生命及び心身の保護など、子どもの権利条約やいじめ防止対策推進法の趣旨をふまえたとりくみに力を入れること。

ウ 町教委及び学校、教職員や関係する専門職だけでなく、家庭においても、子どもの権利条約12条（意見表明権）や子ども基本法第3条各項の趣旨をふまえ、関係生徒のその時々意見を聴取し、その最善の利益に配慮すること。

エ 関係生徒の保護者の意向については、子どもの権利条約第5条（親の指導の尊重）の趣旨に照らして、「当事者抜きに当事者のことを決めない」ようにするなど、個々の生徒の権利擁護のあり方に即したかたちで重視すること。

(2) 具体的な関係生徒への対応においては、いじめ防止対策推進法第3条の「基本理念」に注目し、次の諸点に留意した対応などを行うこと。また、次の諸点は本件にかかわる町教委及び学校、専門職だけでなく、関係生徒の家庭にも留意していただきたい。

ア 被害生徒への対応については、当面生命及び心身の保護が必要な状況が継続されることが見込まれることから、町教委・学校、専門職、関係諸機関の連携により、いじめ防止対策推進法第3条3項の次の規定、特に傍線部を重視した対応を行うこと。

<3項>いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない

イ 関係生徒への対応については、同法第3条1項2項の次の規定、特に傍線部を重視した対応を行うこと。

<1項>いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

<2項>いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(3) いじめ防止対策推進法第23条5項の趣旨に即して、町教委・学校から関係生徒の保護者、特に被害生徒・加害生徒双方の保護者への情報提供を行うこと。

ア ただし情報提供の際には、同法 23 条5項のなかにある「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」との一文に注意を払うこと。また、情報提供に際しては「学校・町教委側は保護者間の争いを望んでいない」という趣旨を必ず伝えること。

イ アのためにも被害生徒及び保護者への支援、加害生徒の指導及び保護者への支援の内容等について、町教委・学校は連携して丁寧な説明を行うこと。

2 当面の生徒たちに対する具体的な対応（以後「当面の対応」と称する）

(1) 被害生徒及び保護者への支援について

いじめ防止対策推進法第3条及び第23条各項の趣旨をふまえて、次のとおり行う。

ア まずは被害生徒への対応にあたる医療機関と転校後の中学校の教職員・専門職、そして家庭が連携して、中学校卒業時までの継続したケア・支援を行うこと。その際、被害生徒本人の意見聴取が可能な状況ができれば、生徒の意見をふまえたケア・支援を行うこと。

イ 転校後の中学校の教職員・専門職に対して、早急にいじめ被害を受けた生徒への心理的ケア・支援のあり方や子どもの自死予防などに関する研修を実施すること。その際、たとえば『生徒指導提要』（2022年改訂版）における自死予防に関する内容や、文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」リーフレット（2009年）の内容などを参照すること。

ウ 定期的なケース検討会の開催など、被害生徒へのケア・支援に携わる教職員・専門職に対して、後述する「学校支援チーム」が適切な指導・助言を行える体制を整えること。

エ 被害生徒が転校後の中学校で安心して生活できるように、教職員・専門職と家庭が連携して、校内の他の生徒との関係を調整したり、登校に際しての不安感を軽減する対応を行うなど、被害生徒本人にとっての安全・安心な学習環境を確保する取り組みを行うこと。また、登校時の様子を定期的に学校側から家庭に伝えたり、当面の対応について家庭と教職員・専門職との話し合いの場を繰り返し設けるなどして、卒業までの継続したケア・支援を実施すること（いじめ防止対策推進法第9条2項の趣旨も踏まえる）。

オ もしも被害生徒の登校が難しい場合の代替的な学習環境の用意（たとえば ICT を活用した学習の実施など）や、継続した家庭訪問などによる見守りなどについても、家庭や医療機関と協議しつつ、教職員・専門職において適切に準備すること。

カ 被害生徒の回復のために時間が必要で、中学校卒業後も継続したケア・支援が必要な場合は、あらためて被害生徒及び家庭、学校、専門職、医療機関などが協議し、卒業後のケア・支援のあり方についての枠組みを構築して、その後の対応にあたる関係

機関に引き継ぐこと。

(2) 加害生徒への指導及び保護者への対応について【省略】

(3) 当該中学校の教職員間及び教職員と専門職、学校と関係機関の連携について（いじめ防止対策推進法第8条、第17条、第23条に関係）

- ア 審議会の報告書の内容を踏まえて、改めて当該中学校のいじめ対応チームにおいて、今後の加害生徒及び周囲の生徒への指導・支援のあり方について検討を行う。その際、心理や福祉の専門職を交えた形で検討作業及びその後の指導・支援を実施する。
- イ 当該中学校は必要に応じて随時、町教委が設置する学校支援チーム（後述）の助言・支援を受けて、加害生徒及び周囲の生徒への支援を行う。
- ウ 当該中学校は報告書の内容を踏まえて、改めて地元警察と今後の対応について協議を行った上で、必要な支援を受ける。

(4) 町教委としての2つの中学校への支援のあり方について

現在は被害生徒・加害生徒の在籍校が異なることから、いじめ防止対策推進法第24条、第27条（学校相互間の連携協力体制の整備）の趣旨を踏まえるとともに、町教委が2つの在籍校の対応を連携させて次の対応を行うことが必要である。

- ア 被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者の両方への今後の対応については、関係生徒の中学校卒業までの期間を目途に、主に心理・福祉・法律の専門職による「学校支援チーム」（仮称）の支援を得ながら、町教委及び2つの中学校において進めていく。
- イ その「学校支援チーム」（仮称）のメンバー構成にあたっては関係生徒、特に被害生徒とのこれまでの関係を意識して特に有益と考えられる専門職らで構成することが望ましい。
- ウ また、必要に応じて関係生徒への支援に関する各領域の研究者・専門職の追加や応援要請、メンバーの増員などを行ってもよい。また、支援チーム内で「被害生徒への対応班」「加害生徒への対応班」など、さらに小グループに分けて対応を行ってもよい。
- エ 「学校支援チーム」はたとえば「月1回」などの定期的な会合を行い、両校での具体的な対応についての情報共有、方針の確認、専門的な見地からの助言などを行う。また、必要に応じて随時、関係生徒の家庭や2つの中学校と連絡をとり、関係生徒の状況などを把握して、関係する教職員・専門職と家庭の連携を図っていくこととする。
- オ その「学校支援チーム」の運営状況については、最低でも学期中に1回、審議会に報告し、そのとりくみの確認等を受ける。また、必要に応じて随時、審議会本体への応援要請などを行ってもよい。

(5) 周囲の生徒への指導・支援、他の生徒の保護者への啓発等について

- ア 本件「いじめ」において加害生徒の一連の行為が極めて重大な意味をもったことは当然であるが、先に述べたとおり「加害生徒の行為を手伝った生徒」「加害行為に巻き込まれた生徒」「加害生徒と関係の近い生徒」「興味本位で噂に乗ってしまった生徒」と「当初から本件には無関心である生徒」の5つの層の生徒たちのありようも、被害生徒に「生きているのがつらい」と思わせるほどの苦痛をもたらす背景要因をなしていたと考えられる。
- イ そこで、本件の事実経過に即して、「いじめ」が深刻化して重大事態をもたらす生徒集団の構造や、その構造を創り出す生徒間のコミュニケーションの課題に焦点をあて、改めて「いじめ」問題に関する啓発活動を当該中学校で実施することが必要である。このことは、いじめ防止対策推進法第3条の基本理念に合致し、なおかつ第15条の学校におけるいじめ問題への啓発活動として実施すべきことである。
- ウ 特に被害生徒の名誉回復との関連で、たとえば本件調査に協力した生徒に対して事実経過の概要を伝えたり、本件をモデルにした生徒集団の構造を示し、同様のいじめが起きないようにするために自分たちが何をすればいいかを考える機会を設けたりするなど、いじめ問題に関する今後の子どもたちへの啓発活動に本件の事実経過の概要等を役立てていくことが大切である。
- エ また、生徒たちのSNS利用のあり方が本件「いじめ」の重大事態発生にもさまざまなかたちで影響を与えてきたことから、SNS利用をめぐる身近な人々の間でのトラブルが起きることをどのように回避するのかを主たるテーマとして、生徒と保護者の双方に対する啓発活動を行うことも必要である。この点については、いじめ防止対策推進法第19条の趣旨に合致するものである。
- オ このような周囲の生徒への「いじめ」問題に関する啓発活動の実施にあたっては、当該中学校の教職員間で適切な役割分担を行い、「誰が、いつ頃、どのようなテーマで、どのような方法で」啓発活動を実施するのかを明らかにした学習プログラムを作成することが必要である。また、その学習プログラムの作成にあたっては、当該中学校が関係する諸領域の研究者・専門職の支援を受けることも必要である。
- カ なお、このような諸課題への対応については、次の(3)で述べる諸課題への対応とも関連が深い。そこで、(3)で紹介する他の自治体のさまざまな取り組みなども参照して行っていただきたい。

3 猪名川町内の学校でのいじめ防止の取り組み等、教育実践の改善にかかわって

- (1) 本件の被害生徒に自死企図が見られたことから、改めて猪名川町内のすべての学校の教育活動において、子どもたちの「いのち」を守ることを最優先にした取り組みを実施することを確認する。そのことを前提として、子どもたちの「いのち」を守るための教育活動として、早急に次のことを実施する。
- ア 日々の学校内外の生活において、子どもたちが「つらい」と感じることを安心して誰かに相談できるような関係づくりを最優先する。特に学校においては、教職員が子どもの日々の

何気ない発言に耳を傾けたり、普段と異なる様子に気付くように、自らの子どもたちに対する感受性を見つめ直す機会を研修などのかたちで早急に設けること。また、日頃の学級経営や集団づくりなどの場面においても、子どもたちがお互いに困りごとを語り合ったり、その困りごとを自分たちで解決できない場合は教職員や保護者などのおとなに積極的に相談できるよう「相談行動促進」のための取り組みを実施すること。

イ たとえば、子どもたちの自死予防や相談行動促進に関する基本的な知識・スキルなどについて、文科省がすでに公表している資料(リーフレット「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」2009年など)や『生徒指導提要』(2022年改訂版)、あるいは兵庫県加古川市など他の自治体を実施している「子どもの自死予防」に関する取り組みなどを参考にして、猪名川町内の教職員に対しても継続した研修を行い、力量を高めること。

ウ 教室を中心とした学校の間ができるだけ子どもたちにとって安全・安心して過ごせる環境となるように、繰り返し各校で子どもたちの声を聴き、何が子どもたちの安全・安心を脅かしているのかを確認して、課題が生じている事項を極力除去・軽減していくこと。そのためにも、各校が定期的実施している子どもたちの生活意識の調査やいじめ防止のアンケートの結果を適切に分析・検討し、課題の所在を明らかにして対応をすること。また、その各種アンケート・調査結果の分析に際しては、教職員だけでなく、各校にかかわる心理・福祉の専門職などの協力を得ること。

エ ちなみに加古川市教育委員会は市内の小中学校において「相談行動促進」のための授業を実施している。この取り組みは加古川市教育委員会作成のリーフレットを使用し、小学校5～6年生・中学生を対象に各校で行うもので、加古川市全体の各年度の「いじめ防止対策プログラム」に位置づくものである。また、この「相談行動促進」のための授業実施に向けて、たとえば「心の相談アンケート」や、すべての子どもを対象とした教育相談の実施、相談室の環境整備なども実施している。これに加えて、定期的実施する子どもの生活実感調査(アセス)の結果を活用して、クラスへの適応面に課題のある子どもの状態を把握し、日々子ども理解に役立てる取り組みも行っている。

※加古川市教育委員会「令和5年度いじめ防止対策プログラム」

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/material/files/group/101/ijimeboushitaisakupuroguramu.pdf>

(2) 道徳教育・人権教育、生徒指導・教育相談、学級集団づくり、情報モラル学習などにより力を入れること。ただし、以下の点は当該中学校で本件「いじめ」への対応として行うだけでなく、他の猪名川町内全ての学校の教育実践の改善にかかわることでもある。

ア いじめ防止対策推進法第15条に基づいて、当該中学校におけるいじめ防止に資する道徳教育・人権教育の充実を図る。その際、単に「いじめはよくない」という規範意識に訴えかけたり、「ルール」そのものをよく理解するだけでなく、自分たちの日ごとの行為や言動を反省的に捉え直し、本来はどうあるべきなのかを見つめ直し、その

結果を言語化して表現することを重視した取り組みを行うことが大事である。教材選びや学習方法などの段階から、この点を意識して道徳教育・人権教育を行っていただきたい。なお、日頃の子もたちの規範意識の形成のうち、たとえばいじめ防止やSNS利用などに関するルールに関する理解を深めるなど、具体的なテーマによっては、各地の弁護士会に協力を要請し、弁護士（スクールロイヤーを含む）による講演・授業などを依頼することも検討すべきである。実際、たとえばNPO法人「ストップいじめ！ナビ」の弁護士チームは、各地の中学校を訪問して「いじめ予防授業」を実施している。また、前述の加古川市教育委員会「令和5年度いじめ防止対策プログラム」では、たとえば人権教育・道徳教育の取り組みのなかで「ロールプレイ」等を導入した体験的・共感的な学びの工夫」を行うこととしている。

※「ストップいじめ！ナビ」ホームページ <https://stopijime.org/>

イ また、自らの考えたことを教室内で適切に生徒たちがことばで表現できるようになるためには、その前提として「他の生徒と異なる意見を述べても、ひとまず誰もが聴く」ことを意識した学級集団づくりや、「つらいことを誰かに安心して相談できる」「よくないことに対しては、きっぱりとノーと言える」ような生徒間の人間関係づくりが重要である。このため「いじめ防止に資する」道徳教育・人権教育の実施と並行して、あらためて猪名川町内の各学校において、学級集団づくりや生徒間の人間関係づくりに力を入れる必要がある。また、たとえば他の自治体のいじめ防止授業で用いられている事例などを参考にして、人間関係づくりのスキル向上のためのプログラムを用いることも検討すべきである。たとえば松戸市教育委員会は、小学校低学年・中学年・高学年・中学生と、それぞれの学年に応じて人間関係づくりのあり方を子どもたちが考えることができるプログラムを準備している。また、吹田市教育委員会は民間団体との連携のもとで、人間関係づくりに焦点を当てたいじめ防止の学習プログラムを作成し、吹田市内各校で活用している。このほか、前述の加古川市教育委員会「令和5年度いじめ防止対策プログラム」では、たとえば「互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり」「絆づくり」を育む学級活動、学年・学校行事の実施、「子どもたちの主体的な活動、支え合いを体験する場の設定」など、日常的な教育実践のなかに「いじめ防止」の取り組みを含めていくことも行っている。

※松戸市教育委員会「豊かな人間関係づくりプログラム ～いじめ防止プログラム編～」

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-](https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/sougoukyouikukaigi/kaigikaisai/sougoukyouiku3001.files/H30-1-3.pdf)

[kousou/sougoukyouikukaigi/kaigikaisai/sougoukyouiku3001.files/H30-1-3.pdf](https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/sougoukyouikukaigi/kaigikaisai/sougoukyouiku3001.files/H30-1-3.pdf)

※吹田市教育委員会「すいた GRE・EN スクールプロジェクト」

<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018299/1020189/1018306/1018307/index.html>

ウ 他方で、先にも述べたとおり、本件「いじめ」にかかわって生徒たちのSNS利用のあり方にもさまざまな課題があることがわかった。このことから、あらためてSN

S上でのトラブルが現実の人間関係へのトラブルへと発展し、それが深刻化するに至るケースなどを念頭において、生徒たち自身が自らの SNS 利用のあり方を見つめ直す機会を設けることが必要であろう。このような観点からの情報モラル学習も今後、積極的に猪名川町内の学校において実施していく必要がある。この点についても、すでに他の自治体などで取り組まれている SNS 利用に関する学習プログラムなどを積極的に取り入れることを検討すべきである。たとえば大津市教育委員会は子どもと保護者の双方に向けて、ネットいじめ防止に関するリーフレットを配布している。また、堺市教育委員会は小学校4年生と中学校1年生を主な対象としたネットいじめ防止プログラムを実施している。

※大津市教育委員会のネットいじめ防止に関するリーフレット

https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/torikumi/internet/60996.html

※堺市教育委員会のネットいじめ防止プログラム

<http://nib.sakai.ed.jp/shushi/shushi06/index.html>

- エ そして、中学生くらいの年頃の子供たちが保護者や教職員から見えないところでトラブルに直面することを考慮し、「生徒たちが何か教職員に支援を求めてきたときには、かなり事態が切迫な状態にある」ことを常に意識したうえで、改めて生徒指導・教育相談の力量を高めるための教職員の研修を充実させることが重要である。特に猪名川町内の各学校において、子どもの自死予防や相談行動促進のための取り組みが実施できるくらいにまで、教職員の生徒指導・教育相談の力量を高めていく必要がある。この点についても、たとえば加古川市教育委員会「令和5年度いじめ防止対策プログラム」では、「子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に関する研修」として、たとえば「児童生徒の自殺に関する理論的理解を図る研修」「学校支援カウンセラーによる「TALKの原則」や「きょうしつ」理論の研修」などを行っている。
- オ なお、上記4点のような課題に猪名川町内の学校で取り組むためには、教科指導と上記4点の課題への対応とを相互に関連させるカリキュラム改革をはかる、各校にかかわる心理・福祉の専門職との連携のあり方をより一層充実させる、教職員が子どもと落ち着いてかかわることのできる勤務環境を整えるなど、本格的な「学校づくり」のあり方を検討していく作業を必要とする。この町教委及び各校における「学校づくり」のあり方を検討していくためにも、関連諸領域の研究者・専門職に支援をもとめていくことが重要である。
- カ ちなみに3月の聴取時において、本件で示された生徒たちの諸課題を踏まえて、当該中学校の校長や教頭、生徒指導代表からも、今後教職員と生徒、生徒相互間の「対話」や「討論」を重視した日頃の教育活動を充実させる必要性が語られていた。この意見などを参考にして、今後は日頃のいじめ防止の取り組みを教科（特別の教科道徳を含む）や学級活動、学校行事、総合的な学習の時間などでの学び全体を通じて実施していく必要性が、この当該中学校だけでなく他の猪名川町内の学校においても求められるところである。「学校づくり」特に各校のカリキュラム運営のあり方といじめ防止の取り組みをどのように連携させていくのかについて、今後、町教委及び各校で諸課題への検討を深め、具体的な取り

組みを進めていく必要がある。この点も追記しておく。

4 長期的な課題への対応について

(1) 学校のいじめ防止活動に対する町教委としての支援の強化、こども家庭センター（児童相談所）・警察との連携を意識した新たな会議体の設置

今後猪名川町内の各校におけるいじめ対応（関係する子どもへの対応だけでなく、保護者への対応も含む）において、学校現場の教職員が積極的に取り組めるような条件整備が必要である。本件においても学校側より、たとえば3月の聴取時に、いじめ対応に具体的に困ったときに相談できる外部専門職（たとえばスクールロイヤーなど）を必要とする意見や、本審議会に具体的な対応のアドバイスを求めて助けられた面があるなどの意見が出されていた。この点に注目することが必要である。

そこで、たとえば本件への対応で今後取り組まれる「学校支援チーム」（仮称）の例や、他の自治体で実施されている学校現場でのいじめ防止への支援チームの取り組みなどを参考にして、今後、町教委としていじめ防止に関する学校支援の強化に乗り出す必要がある。その際、学校側が必要に応じて随時、たとえば心理や福祉、医療、法律などの専門職への相談・助言などが受けられるような体制整備を行うことが重要である。

ちなみに前述の加古川市教育委員会「令和5年度いじめ防止対策プログラム」においては、臨床心理士・社会福祉士・警察OB・校長OB・弁護士からなる「スクールサポートチーム」を置き、各校の要請に応じて校内研修に派遣したり、いじめ防止の活動に対する助言等にあたるしくみをとっている。

また、いじめ防止対策推進法第14条や第17条などの趣旨をふまえて、猪名川町において今後、いじめの重大事態発生時などに学校がこども家庭センター（児童相談所）や警察などの関係機関と円滑な連絡調整ができるように日頃から情報共有の場などを設ける必要がある。

(2) いじめ防止対策に関する町教委職員・町内の学校教職員の研修等の充実について

本報告書で示した「当面の対応」の内容などを前提として、町教委職員及び町内の学校の教職員のいじめ防止対策に関する研修等の充実を図っていく必要がある。また、その際には、たとえば次のようなテーマで研修を行う必要がある。この点はいじめ防止対策推進法第18条の趣旨に合致するものである。

なお、下記の研修を体系的かつ継続的に実施するにあたっては、町教委及び各校の年間の取り組みを見直し、これらの研修を適切な時期に行うことができるように条件整備を行う必要がある。必要に応じて町教委と各校が連絡調整を行い、いじめ防止対策と他の教育プログラムの関連を考慮して、町教委及び各校が実施すべき施策・事業・実践などを整理することも必要である。

ア 重大事態発生時の初動対応（事実確認の手法、教職員と各専門職・外部機関との連携など）を意識した、より実践的な内容。特に本件の場合、当該中学校側からも、たとえば法

令にもとづいていじめ事案が発生した際の事実確認の方法や関係生徒との話し合いの方法、警察との連携のあり方などについて、今後の研修の充実を求める意見があった。また、たとえば事実確認の聴取時に必要な機材(ICレコーダー等)の用意を求める意見もあった。町教委においては、このような研修内容の充実及び機材の準備等の条件整備に今後、積極的に努める必要がある。

イ 子どもの自死予防や相談行動促進に関する内容。

ウ 日頃の生徒指導・教育相談、学級づくり、道徳教育・人権教育などにかかわる研修で、特にいじめの未然防止や、子どもたち自身での主体的な課題解決につながる内容。

エ 子どもたちのスマホやSNS利用に関する研修で、実際にトラブルが起きたとの学校としての対応に関する内容や、そのトラブルを未然に防ぐために生徒たちに学んでほしい内容。

(3) 本件の対応のその後に関する点検等について

ア 前述「学校支援チーム」(仮称)のところでも記述したとおり、特に被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者の両方の今後の対応については、関係生徒の中学校卒業までの期間を目途に、最低でも学期中に1回、審議会に報告を行う。

イ 報告を受けた審議会では、取り組みの進捗状況などを確認した上で、町教委のいじめ防止対策の改善等に必要な事項については改めて審議会の議題として取り上げ、改善に向けた提案を行う。また、「学校支援チーム」(仮称)が直面する課題について、審議会から適宜、助言等を行う。

ウ 関係生徒の中学校卒業の時期を目途に、報告書提出後の本件への町教委・学校・「学校支援チーム」(仮称)の取り組みをあらためて審議会の文書として取りまとめ、被害生徒及び保護者などへの情報提供を行うとともに、今後の町教委及び町内公立学校のいじめ防止の取り組みの事例として参照していくこととする。

エ 関係生徒の中学校卒業の時期をひとつの区切りとして、本件への町教委及び2つの中学校の対応を貴重な教訓として、猪名川町いじめ防止基本方針の改定を行うこと。

以上